

第 6 章 し尿・胞衣汚物処理事業

1 し尿処理事業

(1) 概 説

し尿の収集量は、下水道の整備、水洗便所の普及に伴い、毎年減量の一途をたどっており、平成19年4月現在では140戸の収集戸数（市内総戸数の0.01%）を残すのみとなった。

し尿の終末処分は、全量を下水处理場の消化槽に圧送して処分している。

(2) し尿処理計画

ア. 平成19年度 し尿処理計画

(注) 1. 単位 $\text{kl} \cdot \text{年量}$ を示す。 2. () は月量。			
全市排泄量 1,346,700 (112,225)	水洗処理	(し尿浄化槽処理を含む)	1,345,100 (112,092)
	収集処理		1,600 (133)

イ. し尿処理対象戸数

表－23

(平成19年4月1日現在)

総 戸 数	収 集 戸 数	収集不要戸数
1,264,669 戸	140 戸	1,264,529 戸

ウ. 収集・輸送作業

し尿の収集は平成5年4月から民間業者に委託し、未水洗家屋140戸を対象におおむね月2回実施しており、バキューム車で収集した後、し尿流注場まで輸送し、処分を行っているが、水洗便所の普及に伴う収集対象家屋の点在化、交通事情の悪化等により、作業は年々困難性を増している。

表－２４ 収集戸数と水洗便所普及状況

(平成１９年４月１日現在)

行政 区	収 集 戸 数	水 洗 化 普 及 率	下 水 道 普 及 率	行政 区	収 集 戸 数	水 洗 化 普 及 率	下 水 道 普 及 率
北	戸 15	% 99.98	% 100.00	東 成	戸 0	% 100.00	% 100.00
都 島	7	99.99	100.00	生 野	0	100.00	100.00
福 島	0	100.00	100.00	旭	0	100.00	100.00
此 花	6	99.98	99.52	城 東	0	100.00	100.00
中 央	0	100.00	100.00	鶴 見	0	100.00	100.00
西	0	100.00	100.00	阿 倍 野	0	100.00	100.00
港	0	100.00	98.73	住 之 江	0	100.00	100.00
大 正	14	99.96	85.44	住 吉	3	99.99	100.00
天 王 寺	0	100.00	100.00	東 住 吉	3	99.99	100.00
浪 速	0	100.00	100.00	平 野	33	99.97	99.89
西 淀 川	8	99.98	96.68	西 成	6	99.99	100.00
淀 川	1	99.99	100.00				
東 淀 川	44	99.96	100.00	計	140	99.99	99.22

(注) 水洗化普及率は水洗化戸数÷総戸数

下水道普及率は処理告示面積÷陸地面積

エ. し尿処分

し尿は終戦直後農耕肥料として使用されていたが、その後農家のし尿需要が激減したため、昭和２４年度から下水道投入による処分を開始し、また昭和２７年度から昭和３６年度までは海洋投入を行うなど、その処分に苦慮してきた。

現在は、その全量の中浜流注場において受入れ、前処理のうえ下水処理場消化槽へ圧送して処分している。

なお、流注場では防臭装置を備え、公害防止に努めている。

表－２５ し尿の処分状況の推移

(単位：kℓ)

年度	収集量	処 分 内 訳							
		消化槽処理	%	下水道流注	%	農地還元	%	海洋投入	%
平 14	1,836	1,836	100	—	—	—	—	—	—
15	1,798	1,798	100	—	—	—	—	—	—
16	1,781	1,781	100	—	—	—	—	—	—
17	1,677	1,677	100	—	—	—	—	—	—
18	1,541	1,541	100	—	—	—	—	—	—

(3) 水洗便所の普及促進

し尿は、水洗便所により、下水道管渠を通じて終末処理場で処理するのが衛生的である。

昭和４６年の下水道法の改正（第１１条の３第１項）により、下水処理区域内の未水洗家屋は、処理開始後３年以内に水洗便所に改造することが義務付けられた。

本市では、建設局において、水洗便所設備資金助成制度、公道内の接続工事の無料施工、私道への下水管布設制度などにより、水洗化の促進をはかっている。

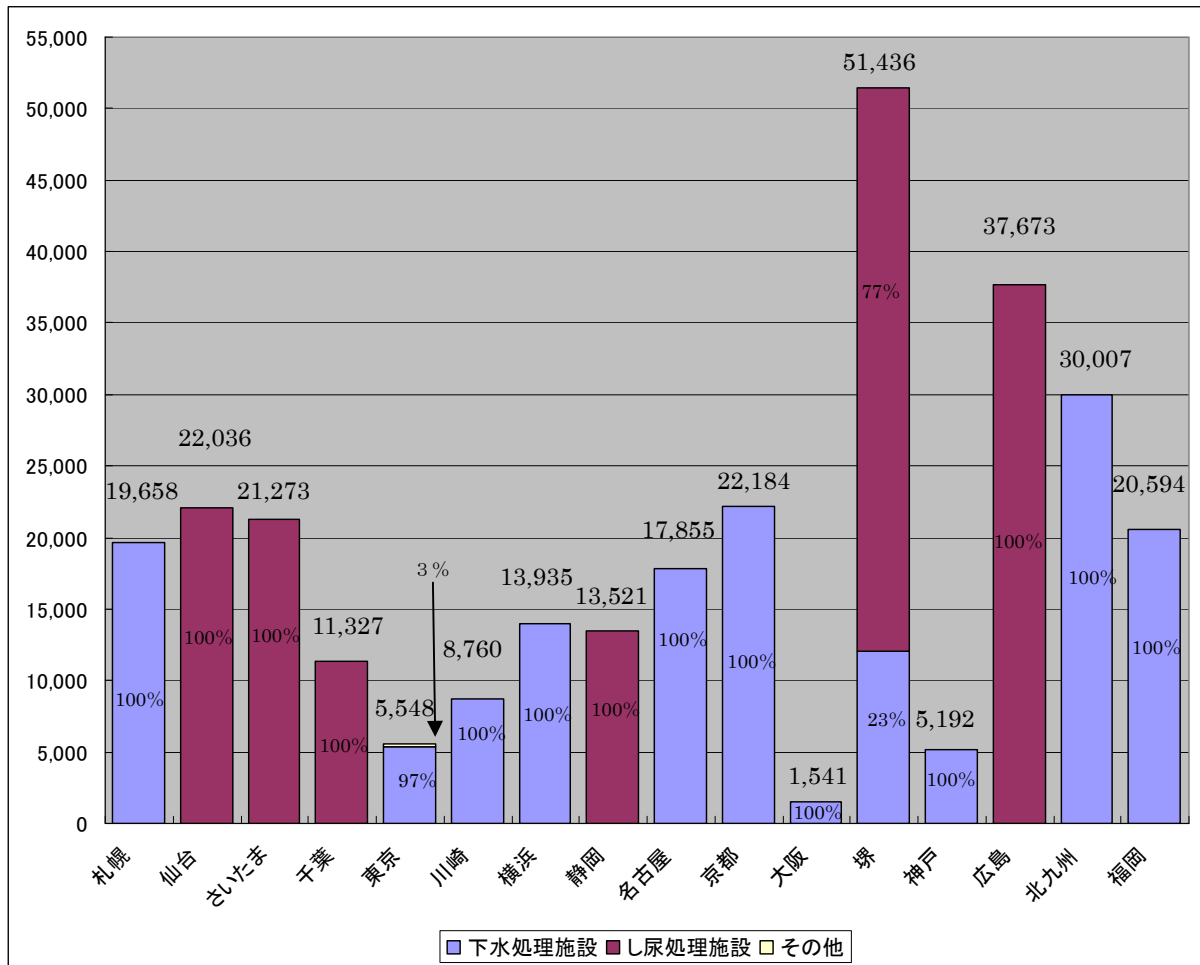
なお、当局としても、建設局と連携しつつ水洗便所の普及に努めている。

(4) 公衆トイレの管理

当局所管の公衆トイレは、すべて水洗式で平成１９年４月１日現在４３カ所に設置し、毎日清掃するとともに、補修整備を実施している。

図一 1 3 平成 1 7 年度大都市のし尿処分状況

(単位：k l)



2 胞衣汚物処理事業

(1) 概 説

胞衣汚物とは、胞衣（胎盤等）、流産した４カ月未満の死胎、手術等により生体から分離された肢体・内臓等の汚物をいう。これらは廃棄物処理法の“汚物・不要物”に該当するが、「大阪府産汚物等取締条例」ではその取扱又は処理について規制をうけ、また市民感情からごみと同一に扱うことは好ましくないため、ごみ処理事業とは別の体系の処理事業として実施している。

(2) 処理状況

胞衣汚物は、木津川事務所で収集し、焼却炉３基で焼却処理をしている。

表－２６ 胞衣汚物取扱状況

(単位：件)

年 度	胞 衣	汚 物						
		死亡汚物	出産汚物	医療汚物	人体四肢		内 臓	小 計
					大	小		
平 14	6,549	138	—	1,962	254	125	3,362	5,841
15	6,672	125	—	1,727	223	156	4,632	6,863
16	6,377	98	—	1,626	276	182	3,898	6,080
17	6,662	81	—	1,366	304	190	2,150	4,091
18	6,947	86	—	1,200	255	183	2,109	3,833

(3) 胞衣汚物処理手数料

胞衣汚物は、有料（第１章―９ 手数料・使用料等一覧表参照）で処理しているが、公費の救助を受ける者等に対しては、その者の申請により手数料を減免している。

(参照：大阪市胞衣汚物処理条例第３条)